

# 「川崎市行財政改革第2期プログラム素案」に関する 意見募集の実施結果について

## 1 概要

「川崎市行財政改革第2期プログラム」の平成30(2018)年3月の策定に向けて、「川崎市行財政改革第2期プログラム素案」をとりまとめ、市民の皆様の御意見を募集しました。

その結果、27通41件の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する市の考え方及び御意見を踏まえて策定した「川崎市行財政改革第2期プログラム案」をあわせて公表します。

## 2 意見募集の概要

意見の募集期間	平成29(2017)年11月28日(火)～平成29(2017)年12月27日(水) (30日間)
意見の提出方法	FAX、郵送、持参、インターネット(フォームメール)、電子メール
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市ホームページ</li> <li>・市政だより特別号、市政だより(12月1日号)</li> <li>・各区役所、支所及び出張所の閲覧コーナー、教育文化会館及び各市民館、各図書館、かわさき情報プラザ、総務企画局行政改革マネジメント推進室</li> <li>・市民車座集会 など</li> </ul>
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市ホームページ</li> <li>・各区役所、支所及び出張所の閲覧コーナー、教育文化会館及び各市民館、各図書館、かわさき情報プラザ、総務企画局行政改革マネジメント推進室</li> </ul>

## 3 結果の概要

意見提出方法	意見提出数(意見件数)
インターネット・電子メール	10通(16件)
FAX	10通(16件)
郵送	0通(0件)
持参	0通(0件)
市民車座集会当日に提出されたもの	7通(9件)
<b>合計</b>	<b>27通(41件)</b>

## 4 御意見の内容と対応

「川崎市行財政改革第2期プログラム素案」の内容に対する御意見として、御意見の趣旨が「素案」に沿ったもののほか、「素案」に対する要望の御意見、取組の充実を求める御意見などが寄せられました。これらを踏まえ、新たな取組を位置付けるなど、取組の充実を求める御意見等を一部反映し、「川崎市行財政改革第2期プログラム案」をとりまとめました。

### 【御意見に対する市の考え方の対応区分】

- A 御意見を踏まえ、「案」に反映したもの
- B 御意見の趣旨が「素案」に沿ったものであり、これを踏まえ、取組を推進するもの
- C 今後の取組を進めていく上で参考とするもの
- D 「素案」に対する質問・要望の御意見であり、「素案」の内容を説明・確認するもの
- E その他

**【御意見の件数と対応区分】**

項目	A	B	C	D	E	計
(1) 全般に関すること	0	4	0	1	0	5
(2) 取組1「共に支える」に関すること	1	2	2	0	0	5
(3) 取組2「再構築する」に関すること	0	1	4	20	0	25
(4) 取組3「育て、チャレンジする」に関すること	0	0	0	0	0	0
(5) その他	0	0	0	0	6	6
合計	1	7	6	21	6	41

**(参考) その他、寄せられた意見**

- ・「川崎市総合計画第2期実施計画素案」に関する意見募集において提出された意見のうち「川崎市行財政改革第2期プログラム素案」に特に関係が深い意見 12通(22件)

項目	意見件数
(1) 全般に関すること	1
(2) 取組1「共に支える」に関すること	0
(3) 取組2「再構築する」に関すること	16
(4) 取組3「育て、チャレンジする」に関すること	3
(5) その他	2
合計	22

- ・市民車座集会(平成29(2017)年12月16日開催)における意見・質問のうち「川崎市行財政改革第2期プログラム素案」に特に関係が深い意見 5人(8件)

※次ページ以降の表中「意見の要旨」欄の文頭にある括弧書きについては、次の内容を示しています。

- 【 】: 意見に関連のある「川崎市行財政改革第2期プログラム素案」の改革項目・改革課題No.
- ( ): 意見に関連のある「川崎市総合計画第2期実施計画素案」の施策等

## (1) 全般に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	<p>人口が増え続けるのは良いが、平成 30 (2018) 年以降は人口が減り行政需要が減っていくはず。改革課題の数字を前倒ししてでも行財政改革を進めていくべき。</p>	<p>平成 29 (2017) 年の本市の将来人口推計では、平成 42 (2030) 年の約 158.7 万人まで増加を続ける予測となっており、引き続き見込まれる人口増加や高齢化の更なる進展により多様化・増大化する市民ニーズに的確に対応しながら、将来の人口減少への転換を見据えた行財政運営を行っていく必要があるものと認識しています。</p> <p>そのため、将来の人口減少への転換等に備える視点を持ち、将来的な効果創出も見据えながら、社会経済環境や市民ニーズの変化に的確に対応した簡素で効率的・効果的かつ機動的な組織の整備や、多様な手法による財源の確保、施設の効率的な維持管理や保有量の最適化等に取り組みます。</p> <p>また、各改革課題の取組については、活動指標・成果指標を活用した P D C A サイクルによる取組評価を毎年度実施し、取組内容の必要な見直し等を行いながら、改革を推進していきます。</p>	B
2	<p>多くの市民の努力の結果で納税したにもかかわらず市民の意向とは違う方向に使われている場合がある。ぜひ素案に掲げる基本理念に基づく改革を実行されるよう願う。</p> <p>市民が思う川崎市のあるべき姿と行政側の都合が一致しないということが今までさまざまな場面で見受けられ、市民の声が届きにくい、関心の薄い市民もいる、行政に対するチェックが働いていない、市役所内部や議会で活発に提案発言できるような雰囲気できていないなどの問題点があり、さらに、今後の人口減少や施設の更新の必要性などの課題もあり、素案にも書かれているように持続可能な財政運営が求められているが、現状の良い部分は残しつつ更なる改善に向けて果敢にチャレンジして将来の川崎市の安定、人々の平和な暮らしを実現してほしいと願う。</p>	<p>本市では、「川崎市総合計画」に掲げる政策・施策を着実に推進するため、必要な経営資源であるヒト・モノ・カネ・情報の確保等を行い、市民満足度の高い行財政運営の推進を図ることを目的とし、「市民ニーズと地域課題の的確な把握」、「市民サービスの「質的改革」の推進」、「市役所内部の「質的改革」の推進」、「効率的・効果的な行財政運営による「持続可能な最幸のまち」の実現」を基本理念とする行財政改革を推進しています。</p> <p>今後も、これらの基本理念のもと、市民目線に立った施策・事業の推進に向けた現場主義、対話主義の視点からの市民との積極的な情報共有や、将来の人口減少への転換等を見据えた施設の効率的な維持管理や保有量の最適化、さらには、このような取組の着実な推進に向けて前例や固定観念等に捉われずに自らチャレンジし、日常的に改善・改革を実践する職員の育成などに取り組み、市民満足度の高い行財政運営の推進を図ります。</p>	B

## (1) 全般に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
3	<p>悪質な未納にはそれなりの対処が必要であるが、今後のインフラの更新や、高齢化の進展などを考慮すると、市税や健康保険料については今までどおりの予算を組むことができなくなることが予想される。また、正社員が減りフリーターの若者が多くなり給料も伸びない中で、これからも滞納者が出てくることが想像される。</p> <p>このような中で、川崎市の行財政改革としてはどう考えるべきか。既に私たちは豊かで快適な生活を手に入れており、今以上に高度な医療や社会システムが必要なのか。</p> <p>川崎市が率先して、むしろ税額等を値下げして安全で合理的で満身に暮らせるようになれば、納税のしがいもあると思う。知恵を出し合っ、ますます魅力と活力のある川崎市となることを期待する。</p>	<p>本市では、誰もが幸せに暮らし続けるための心のよりどころとなる「安心のふるさとづくり」と、持続的な成長を牽引する「力強い産業都市づくり」をバランスよく進め、成長と成熟の調和による持続可能な「最幸のまち かわさき」の実現をめざしています。</p> <p>市税はそれに向けての最も重要な自主財源であり、市税をはじめとする市の債権確保は、市民負担の公平性と円滑な財政運営の確保を図る観点から非常に重要な課題であると認識しており、滞納の累積化を未然に防止するための初動体制の強化などにより、更なる収入率の向上、収入未済額の縮減に取り組んでいるところです。</p> <p>あわせて、組織の最適化を図る中で効率化が可能な分野における委託化等による執行体制の見直しや、市場の成熟している分野における民間部門の更なる活用などの財源確保の取組を進めるとともに、社会経済環境や市民ニーズの変化に的確に対応した、必要性や市場性、将来を見据えた持続可能性等の見直しの視点に基づく市民サービス等の再構築などに取り組みながら、将来にわたって質の高い市民サービスを安定的に提供していきます。</p>	D
4	<p>多様な手法による財源の確保については、減らしていくようなことがないようにすべきである。</p>	<p>厳しい財政状況の中、必要な施策の着実な推進に向けた財源確保の取組は、引き続き大変重要であると認識しています。</p> <p>今後についても、将来的な財政効果の創出も見据え、業務プロセス改革も含めた事務・事業の見直しや、道路、公園等の公共空間における新たな手法による財源確保などの視点を加味した戦略的な資産マネジメント、さらには、こうした改革を担う職員の改革意識・コスト意識の醸成などに着実に取り組んでいきます。</p>	B
5	<p>借金体質からの脱却案には大いに賛成、応援したい。</p>	<p>持続可能な行財政基盤を構築していくため、「今後の財政運営の基本的な考え方」に基づき、「財政運営の指針」として位置付けた収支フレームに沿って、中長期的な視点から行財政運営を行っていきます。</p>	B

**(参考)「川崎市総合計画第2期実施計画素案」に関する意見募集において提出された意見のうち「川崎市行財政改革第2期プログラム素案」に特に関係が深い意見**

※「川崎市総合計画第2期実施計画素案」に関する意見募集の実施結果から抜粋

No.	意見の要旨	本市の考え方
1	<p>(総論：行財政改革)</p> <p>行財政改革の取組により、生活が大変になる人がいる。将来の少子高齢化の進展への対応を重視することで、今、生活に困っている人が軽視されているように感じる。</p>	<p>これからの本市の人口推移等をしっかりと見据え、多様化・増大化する市民ニーズや地域課題に的確に対応していく必要があることから、市民サービスについても、民間におけるサービスの提供状況や、事業の持続可能性、また、世代間における受益と負担の公平性などといった観点から、必要なサービスを、より質の高いものとして確実に届けるため、市民の皆様に丁寧に御説明しながら、将来を見据えた再構築に取り組んでいきます。</p>

(2) 取組1「共に支える」に関すること

(2) 取組1「共に支える」に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	<p>【1-(1)-7】</p> <p>新たな動物愛護センターは、「命の教育」の一環としての教育的発信の基地としての役割が求められており、その具体的な役割は、新たな動物愛護センターのコンセプトのとおり、命を学ぶ、命を繋ぐ、命を守ると多岐にわたる。</p> <p>従来業務だけでなく、市民に開かれた学びの場としての動物愛護センターが寺子屋としての機能を持つことで、行政とボランティアの協働事業による本来の市民協働が川崎モデルとしてのブランド化につながると思う。</p> <p>また、財政改革という観点からすると、生活衛生課と動物愛護センターの事業が重複する事も多々あり改善すべきである。</p>	<p>動物愛護センターは、「いのちを学ぶ場」、「いのちをつなぐ場」、「いのちを守る場」としての3つの役割を果たし、動物を通じて、誰もが集い、憩い、学べる交流施設として整備を進めています。</p> <p>また、本市における動物愛護施策については、健康福祉局生活衛生課や、新たな動物愛護センター、市民の窓口となる各区役所保健福祉センター衛生課が連携しつつ、適切な役割分担を行いながら、より効果的・効率的に事業を推進していきます。</p>	C
2	<p>【1-(1)-7】</p> <p>動物愛護センターが担う役割は、「命を学ぶ」、「命を繋ぐ」、「命を守る」と多岐にわたり、動物施策そのものといえると思う。</p> <p>現在川崎市は生活衛生課が動物施策を主導しているが、動物愛護センターと生活衛生課の連携がとれているとはいえ、過去にはボランティア活動を行うことに疑問を感じずる事業もあった。</p> <p>動物愛護センターの開設にあたっては、川崎市の動物施策をセンターが主導するほうがシンプルで効率的であり財政面での健全化にもつながると考える。また、より市民やボランティアとのコミュニケーションが図れる場にもなると考える。</p>		C
3	<p>【1-(1)】</p> <p>「地域の寺子屋」は推進すべきだと思うが、麻生区では3校でしか実施されていない。実施に当たっては、学校の対応や寺子屋先生の質の確保など多くの課題があり、画一的な実施は難しい。市として、パワーとお金をかけて取り組んでほしい。</p>	<p>「地域の寺子屋事業」については、更なる拡充をめざして取組を進めています。寺子屋開講には、運営を担う団体や寺子屋先生として御協力いただく人材の確保が必要となることから、地域の実情にあわせて拡充しています。そのため、各区に画一的に増やしていくことは難しいと考えていますが、更なるPR活動や人材確保を進め、全小・中学校への開設をめざして取組を進めています。</p>	A

(2) 取組 1「共に支える」に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
4	<p><b>【1-(2)-1】</b></p> <p>大都市川崎では区の権限強化が市民自治推進に不可欠。本計画の中で区役所・区長の権限強化や区民要望実現のための予算権を持つことを検討してほしい。</p>	<p>昨今の社会環境の変化や、川崎市総合計画及び川崎市行財政改革プログラムを踏まえ、平成 28 (2016) 年 3 月に「区役所改革の基本方針」を策定し、これからの区役所の果たすべき役割や、めざすべき区役所像を示し、これらの実現に向けた区役所機能の強化に向けて取組を進めています。</p> <p>区役所の管理運営や地域課題に対応するための予算については、局と同等の権限があるため、今後、地域での「顔の見える関係づくり」の取組などを踏まえながら引き続きそのあり方について検討を進めていきます。</p> <p>本計画においても、「区役所改革の基本方針」に基づき、これらの取組を推進することとしています。</p>	B
5	<p><b>【1-(2)-2】</b></p> <p>区役所改革の推進について、区役所の窓口混雑による待ち時間が長い。もっと明確に目標時間を設定して取り組むべき。</p>	<p>住民異動届等の申請手続きが最も多い 3 月末の中原区役所における窓口の最長待ち時間については、処理手順の見直しや係間連携等の改善を行い、平成 25 (2013) 年度の 3 時間 30 分から、平成 28 (2016) 年度は 1 時間 55 分まで短縮を図っています。</p> <p>中原区においては、大規模集合住宅の建設等により平成 52 (2040) 年まで人口増が続くことが予測される場所ですが、最長待ち時間を現状値である 1 時間 55 分以下にできるよう、今後も、区役所庁舎の有効活用や、区役所全体の応援体制の確立など、混雑緩和に向けた更なる取組を区を挙げて行っていくとともに、「お呼び出しメールサービス」の利用推奨等による待ち時間の有効活用に向けた取組を進めます。</p>	B

(3) 取組 2「再構築する」に関すること

(3) 取組 2「再構築する」に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	<p>【2-(1)】</p> <p>職員が積極的に現場に足を運び市民と課題を共有することは大事なことであるが、行革による人員削減、非正規化のもとでは十分な成果が得られず、職員の負担ばかりが増加してしまうと思う。</p> <p>職員増のもと、自由な発想が生まれるような配慮が必要であり、非正規雇用を減らしていくべきと考える。</p>	<p>社会経済環境の変化や、市民ニーズに的確かつ迅速な対応が可能であり、かつ、責任の所在が明確であることを基本とした上で、業務量と規模のバランスのとれた、簡素で効率的・効果的な執行体制の構築に向けて、必要な見直しも行いながら、限りある人材を最大限に活用した組織の最適化に取り組むとともに、働き方・仕事の進め方改革とあわせた業務改善等による効率的・効果的な事務執行に取り組みます。</p> <p>また、前例や固定観念等に捉われずに自らチャレンジし、日常的に改善・改革を実践する職員の育成にも取り組んでいきます。</p>	C
2	<p>【2-(1)】</p> <p>安全・安心な市民の暮らしを支える、簡素で効率的かつ機動的な組織の整備には、縮小や削減が隠されている。「簡素」ではなく、市民の要求、要望に応える重厚な施策が求められる。</p>	<p>「川崎市総合計画」に掲げる政策・施策を着実に推進するため、社会経済環境の変化や、市民ニーズに的確かつ迅速な対応が可能であり、かつ、責任の所在が明確であることを基本とした上で、業務量と規模のバランスのとれた、簡素で効率的・効果的な執行体制の構築に向けて、必要な見直しも行いながら、限りある人材を最大限に活用した組織の最適化に取り組みます。</p>	C
3	<p>【2-(1)-12】</p> <p>消防職員を国基準に配置してほしい。あわせて、消防車、救急車等についても十分に配置してほしい。</p>	<p>消防職員の配置について、国が定める「消防力の整備指針」と比較し不足する職員数については、職員が普通ポンプ車、水槽付ポンプ車、化学車等の複数の車両の中から災害の種別に応じて車両を乗り換え、効率的な部隊運用を行うことで必要な消防力の確保に努めており、大規模災害等発生時には職員の動員により、必要となる部隊の増強を図り対応しているところです。</p> <p>消防車の配置については、「消防力の整備指針」に基づいて算出される必要数を市内各消防署に配置しているところであり、また、救急車の配置については、同指針に基づき人口を根拠として算出される必要数33隊に対し、27隊を配置しているところです。引き続き、人口増加や高齢化などによる救急需要の増加に対応していくため、救急需要対策の取組を推進するとともに、平成30(2018)年度の麻生消防署王禅寺出張所への救急隊配置(28隊目)の効果検証などを踏まえ、救急隊の適正配置等について検討していきます。</p>	C



(3) 取組2「再構築する」に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
4	<p><b>【2-(1)-14】</b></p> <p>教育文化会館・市民館等の管理運営体制の見直しについて、市民館分館（プラザ館）における民間活力の導入を提案されているが、民間活力を導入することの効果は何か。</p> <p>人件費を抑えることが目的であるとすれば、それは低賃金労働者を生み、ワーキングプアの温床になりかねない。また、本来の市民ニーズに的確に対応することはできない。</p> <p>まずは、市民が市民館に何を求めているのかという市民ニーズをどのようにすくい上げ、実践するか、その道すじを示してほしい。</p>	<p>本市では、民間のノウハウを活用することで、サービス等の水準を維持又は向上しつつ効率化を図ることが可能な分野において民間活力の導入を推進しています。</p> <p>教育文化会館、市民館、図書館等については、これまでの管理運営手法の検証を行いながら、民間活力の活用を含め、生涯学習、地域活動及び市民の読書活動の推進にふさわしい体制や効果的な管理運営手法の構築に向け、国の動向にも注視し、取組を進めます。</p>	D
5	<p><b>【2-(1)-15】</b></p> <p>図書館等の管理運営体制の見直しについて、これまでの図書館への民間活力の導入により、どのような効果があったのか検証するとともに、逆に、民間活力の導入によって果たされなかった図書館機能についても、きちんと検証すべき。</p> <p>図書館で働く司書は、レファレンスサービスや資料の選書などと同じくらい、貸出・返却業務からその技量を向上させることができ、貸出・返却業務は、市民ニーズの的確な把握に欠かせない大切な業務である。</p> <p>その貸出・返却業務を一部民間に委託したことの損失を検証しないで、更に民間活力を導入することは、川崎市が掲げる行財政改革の目的に矛盾すると考える。</p>		D
6	<p><b>【2-(1)-15】</b></p> <p>川崎市は、「音楽のまち・かわさき」「映像のまち・かわさき」「スポーツのまち・かわさき」を掲げているが、それらと同じくらい、むしろ、もっと以前から「読書のまち・かわさき」を掲げている。「読書のまち・かわさき」に込められた川崎市の意図、目的は何か。</p> <p>図書館の可能性を今一度見直し、市民の大切な文化を守り、市民が活字文化を通して豊かに生きるために欠かせない市民ニーズを把握し、それに対する的確なサービスを提供する図書館であってほしいと思う。</p>	<p>「読書のまち・かわさき」は、学校や市立図書館、家庭、地域が連携することにより、子どもから大人までが読書に親しみ、夢や想像を広げ、感性や表現力を高め、自ら考え健やかに生きる力を育むことができるよう、読書の意義を踏まえ、川崎らしい魅力的な読書活動の充実と図書館づくりを推進することを目的としています。</p> <p>市立図書館においては、市民の読書要求に応え、市民の課題解決に役立てるため、多様な図書館資料を収集・提供するとともに、レファレンスの向上等、より効果的・効率的な図書館運営をめざします。</p>	C

### (3) 取組2「再構築する」に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
7	<p><b>【2-(2)】</b></p> <p>川崎市は指定管理者や民間企業への業務の丸投げ等を行わず、行政サービスの質を確保している点が他都市と比べてよい。このスタンスを今後も続けてもらいたい。</p>	<p>民間のノウハウを活用することで、施設の設置目的を効果的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる施設については、十分に検討した上で、指定管理者制度を導入するなど、質の高いサービスの提供に向けた民間活力の導入を進めています。</p> <p>今後についても、指定管理者制度等の民間部門の活用にあたっては、民間事業者等に対する適正なモニタリングを実施するなど、行政（市）としての責任をしっかりと果たしながら、より質の高いサービスの提供に向けた取組を推進していきます。</p>	B
8	<p><b>【2-(2)-4/5】</b></p> <p>公立保育所の民営化はやめるべきである。どうしても進めるのであれば、公立保育所並みの受入可能児童数、保育所面積を十分に確保し、健やかな発育を図るべきである。</p> <p>また、園庭のない認証保育所は解消すべきである。</p>	<p>公立保育所の民営化により、限られた財源を効率的に活用するとともに、受入定員の増加や長時間延長保育の実施等による質の高いサービス提供を確保することで、本市全体の喫緊の課題である保育需要の増大化・多様化へ適切に対応しているところであり、今後も引き続き民営化を推進する必要があるものと考えています。</p>	D
9	<p><b>【2-(2)-4/5】</b></p> <p>保育所の民営化には反対である。民間の方が安い費用で保育ができることが、民営化する理由であるとすれば、それはおかしいと思う。自治体が責任を持って全部面倒を見るべきである。</p>	<p>なお、民営化に当たり施設の建替えを行う場合には、地域の保育需要等を勘案し、園庭を含め十分な面積を確保できるよう努めていきます。</p> <p>また、民営化後も定期的な指導監査や、運営法人への指導を適切に実施することで、適正な運営の確保に努めていきます。</p>	D
10	<p><b>【2-(6)】</b></p> <p>障害者専用のスポーツ施設を整備してほしい。</p>	<p>これまで本市では、市民に身近なスポーツ施設である各区のスポーツセンターを拠点として、障害のある方が安全・安心にスポーツを楽しむことができるよう、各施設の指定管理者に対する障害の状況等に応じた合理的な配慮を行うことについての周知徹底や、施設職員の初級障害者スポーツ指導者養成講座の受講による障害者スポーツへの理解の深化、利便性の向上を図るためのバリアフリー化の推進等の環境整備などに取り組んできたところです。</p> <p>今後も、障害のある方に、より快適にスポーツセンターを御利用いただけるよう環境の充実に向けた取組を推進するなど、障害のあるなしに関わらず、誰もが日常的にスポーツに親しめる環境づくりを推進し、スポーツを通じたインクルーシブなまちづくりを進めていきます。</p>	D

(3) 取組2「再構築する」に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
11	<p><b>【2-(6)】</b>            中原区小杉地区に老人いこいの家がないといわれ続けて数年になる。家の近くに老人いこいの家があり手芸や合唱などができれば、出かけることにより足腰も鍛えられ、刺激もあり、認知症の予防にもなると思う。</p> <p>また、人口が急激に増え、保育所も次々に増えているので、そこに1部屋でも老人のための部屋が設けられないものかとも思う。老人は小さな子どもから刺激を受け、また、子どもは老人との接し方も学ぶことが出来るはずである。</p> <p>元気な老人が元気であり続けるために、病気の予防につながる施設の整備を切に願う。</p>	<p>今井中学校区へのいこいの家の整備については、小杉駅周辺の再開発に伴う公有用地の活用や、民有地の取得及び土地・建物の借上方式による整備の可能性も視野に入れ検討してきましたが、現在のところ適当な整備地の確保に至っていません。</p> <p>今後も開発動向や施設のあり方の検討内容等を踏まえながら、さまざまな整備手法について検討していきます。</p>	D
12	<p><b>【2-(6)-6】</b>            こども文化センターにおける多世代交流の推進に向けた取組について、目的は賛成であるが、現在のセンターは余りにも貧弱である。建替えあるいはセンターの増築により目的を飛躍させられると思う。</p>	<p>平成27(2015)年度から乳幼児、青少年、成人といった幅広い年代が利用する「こども文化センター」と60歳以上の方が利用する「いこいの家」において、運営面及び事業面における連携を図ることで、地域の中であらゆる世代が交流できるよう、「いこいの家」及び「こども文化センター」における連携モデル事業を実施しています。</p> <p>今後も、日ごろから安心して施設を利用していただけるよう、指定管理者との連携を密にし、修繕が必要な箇所の把握を行い、緊急性や安全性等の観点から優先度を決定の上、適切に施設の維持補修を行うとともに、多世代交流の更なる推進に向けた仕組みづくりの検討を進めます。</p>	D
13	<p><b>【2-(9)】</b>            介護保険料が発足から2倍くらいになっている。これ以上の値上げはやめてほしい。</p>	<p>介護保険料については、急速に高齢化が進展する中、全国的にも上昇は避けられないものと認識していますが、自立支援、重度化防止に向けた取組を推進するとともに、介護保険給付費準備基金を活用することなどにより、介護保険料の上昇を緩和していきたいと考えています。</p>	D
14	<p><b>【2-(9)】</b>            介護保険料の値上げには反対である。ぜひ市の財政から負担し、値上げをやめてほしい。</p>	<p>介護保険料については、急速に高齢化が進展する中、全国的にも上昇は避けられないものと認識していますが、自立支援、重度化防止に向けた取組を推進するとともに、介護保険給付費準備基金を活用することなどにより、介護保険料の上昇を緩和していきたいと考えています。</p>	D
15	<p><b>【2-(9)】</b>            特別養護老人ホームの整備について、整備計画では、平成37(2025)年までの5年間で500床、8年間で1090床となっているが、これでは足りない。高齢化社会にあった数を整備してほしい。計画を前倒しして横浜市と同等の12か月以内の入居を目標にしてほしい。</p>	<p>平成28(2016)年度に実施した高齢者実態調査においても、多くの高齢者の方々が、「介護が必要になった場合でも自宅で暮らしたい」と望まれている状況にあります。</p> <p>そのため、在宅生活を支えていくための「居宅サービス」や「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「小規模多機能型居宅介護」、医療的ケアを加えた「看護小規模多機能型居宅介護」等の「地域密着型サービス」の拡充や、介護者の負担軽減のための「ショートステイ」の整備を進めていくことが大変重要であると考えています。</p> <p>特別養護老人ホームについては、平成27(2015)年4月の介護保険制度の改正により、入居対象者を原則要介護3以上の中重度の方とする重点化が図られたところであり、入居者の選考に当たっては、要介護度のほか、認知症の程度や介護者の状況等を総合的に勘案しているところです。</p> <p>今後についても、真に入居の必要性が高いと認められる方が優先的に入居できるよう、「地域密着型サービス」等の拡充とあわせ、各区の設置バランスや地域性等を勘案しながら、引き続き必要な整備を進めていきます。</p>	D

(3) 取組 2「再構築する」に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
16	<p><b>【2-(10)-2】</b></p> <p>水道事業について、身近な多摩区にコストのかからない水源があるにも関わらず、なぜ活用しないのか。昭島市では地下水を水道にしており、剰余金を今後の更新事業に役立てるために十分にストックできているそうである。汚れた遠い水源からわざわざ水を持ってきて、電気や薬品を大量に使って水道水を作る必要があるのか。</p>	<p>平成 18 (2006) 年度の「川崎市水道事業の再構築計画」策定時には、長沢浄水場、潮見台浄水場、生田浄水場で処理された水道水と、神奈川県内広域水道企業団からの受水による水道水がありました。</p> <p>企業団からの受水に関しては、水源開発によるダム等の建設費用や維持管理費を負担する責任があり、たとえ受水量を削減したとしても、この費用を負担し続けなければなりません。</p> <p>このことを踏まえた上で、企業団からの受水の継続とコスト、環境負荷等の観点から比較検討を行った結果、将来にわたり安定供給が確保されること、原水の水質が比較的良好であること、水源からの導水系統にバックアップ機能を有していること、水源から各ご家庭まで自然流下による送水が可能で環境に優しい立地条件が備わっていることなどから、長沢浄水場への機能集約が最も効率的かつ効果的であると判断し、潮見台浄水場及び生田浄水場を廃止しました。</p> <p>なお、多摩区の地下水を水源としている生田浄水場については、自己浄水場の中で最も古く、耐震性にも大きな課題があり、更新の際に多大な費用が必要となるとともに、地盤の低い地区にあることから、地下水の汲み上げや配水池への送水がすべてポンプによって行われているといった課題もありました。</p> <p>また、地下水（さく井）については、水道水源としての使用は廃止しましたが、水質良好な一部のさく井については、災害用の井戸などとして有効利用していく予定です。</p>	D
17	<p><b>【2-(10)-2】</b></p> <p>「中長期を見据えた施設の効率的な維持管理や保有量の最適化」という方針はライフラインには適用すべきではない。水道事業は、安定的に安心な水を届ける責務があり、神奈川県内広域水道企業団の水に市民の上水道の 5 割を依存する再構築事業を見直し、自己水源の確保を優先すべきである。安価で水質の良い多摩区の地下水 10 万トンを復活させ、安定的に水が供給できるよう施策の変更を強く求める。</p> <p>また、現在の状況は、地方自治法第 242 条に照らし、川崎市は適切な財産管理を怠っていると言える。そのことを認識した文章に書き変えるべきである。</p>	<p>平成 18 (2006) 年度の「川崎市水道事業の再構築計画」策定時には、長沢浄水場、潮見台浄水場、生田浄水場で処理された水道水と、神奈川県内広域水道企業団からの受水による水道水がありました。</p> <p>企業団からの受水に関しては、水源開発によるダム等の建設費用や維持管理費を負担する責任があり、たとえ受水量を削減したとしても、この費用を負担し続けなければなりません。</p> <p>このことを踏まえた上で、企業団からの受水の継続とコスト、環境負荷等の観点から比較検討を行った結果、将来にわたり安定供給が確保されること、原水の水質が比較的良好であること、水源からの導水系統にバックアップ機能を有していること、水源から各ご家庭まで自然流下による送水が可能で環境に優しい立地条件が備わっていることなどから、長沢浄水場への機能集約が最も効率的かつ効果的であると判断し、潮見台浄水場及び生田浄水場を廃止したものであり、適切な財産管理を行っているものと考えています。</p>	D

## (3) 取組2「再構築する」に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
18	<p><b>【2-(10)-4】</b></p> <p>生田浄水場跡地はスポーツ広場として有効利用するのではなく、本来の水道事業のために活用し、豊富な地下水を市民全員に行き渡らせるような浄水場を稼働させることが、市民の念願であり、省エネ型の浄水場になれば、いま計画中の「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」とも一致して、未来に向けてよりよい環境を残すことができる。</p> <p>川崎市上下水道局は平成 28 (2016) 年度から神奈川県内広域水道企業団への支払金額が年間 5 億円も安くなり収支では増加しているにも関わらず、生田浄水場跡地において更に収益事業を行わなければならないほど、財政が逼迫しているような状況なのか。企業団への支払金額の減額分の 5 億円を使って、150 万人の市民が必要としている災害に強く水質に優れ維持管理にコストのかからない、よりよい水道のために生田浄水場跡地を活用して整備に役立ててほしい。</p>	<p>平成 18 (2006) 年度の「川崎市水道事業の再構築計画」策定時には、長沢浄水場、潮見台浄水場、生田浄水場で処理された水道水と、神奈川県内広域水道企業団からの受水による水道水がありました。</p> <p>企業団からの受水に関しては、水源開発によるダム等の建設費用や維持管理費を負担する責任があり、たとえ受水量を削減したとしても、この費用を負担し続けなければなりません。</p> <p>このことを踏まえた上で、企業団からの受水の継続とコスト、環境負荷等の観点から比較検討を行った結果、将来にわたり安定供給が確保されること、原水の水質が比較的良好であること、水源からの導水系統にバックアップ機能を有していること、水源から各ご家庭まで自然流下による送水が可能で環境に優しい立地条件が備わっていることなどから、長沢浄水場への機能集約が最も効率的かつ効果的であると判断し、潮見台浄水場及び生田浄水場を廃止しました。</p> <p>これにより、生田浄水場は、工業用水道事業専用の浄水場となりました。これまで水道事業で使用していた用地については、工業用水道事業の浄水場更新用地として活用するまでの間、市民の皆様から御意見をいただき策定した「生田浄水場用地の有効利用に関する基本方針」や「生田浄水場用地の有効利用に関する基本計画」、「生田浄水場用地の有効利用に関する整備計画」等に基づき、地方公営企業として収益性の確保を前提とした有効利用を行い、ふれあい広場や、多目的広場、スポーツ広場など、地域住民等に利用していただけの施設の整備に向けた取組を進めています。</p> <p>また、企業団受水費の軽減分については、近年の労務単価や国土交通省土木工事・業務の積算基準等の改定に伴う水道施設の耐震化等に要する事業費の増加分に充当することにより、安全で安定した水道水の供給に取り組んでいるところです。</p>	D
19	<p><b>【2-(10)-4】</b></p> <p>生田浄水場跡地について、当面浄水場を更新しないのであれば、地下水 10 万トンをいつでも利用できるよう、跡地に巨大地下貯留槽をつくるべきである。上部は市民の憩いの広場とし、サッカー場などは作らないでほしい。</p> <p>また、ソーラーシェアの市民農園にし、太陽光発電で収益をあげれば良いのではないか。</p> <p>「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」とも一致して未来に向けてより良い環境を残すことができる。</p>	<p>住民監査請求については、監査請求書の作成方法などを「住民監査請求の手引」を使用して説明するなど手続が適正に行われるよう御案内しているところです。法令に規定された要件が整っている住民監査請求は、監査委員が審査し合議により結果を出しています。</p> <p>また、監査委員については、議会の同意を得て、人格が高潔で、行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちから選任を行っています。</p>	D
20	<p><b>【2-(13)-11】</b></p> <p>監査制度の見直しについて、これまで監査請求で不適切な応対があり門前払いされたり、監査制度が機能していなかったりというケースがあり、また、監査委員の選出についても不明瞭な部分があった。これからはこのような事態にならないことを期待している。</p>	<p>平成 29 (2017) 年 6 月 9 日に公布された地方自治法の一部改正による監査制度の見直しでは、監査委員は総務大臣の指針を踏まえて監査基準を策定し、当該監査基準に基づいて監査を実施することとされていることから、平成 32 (2020) 年 4 月 1 日の施行に向けて適切に対応します。</p>	D
21	<p><b>【2-(13)-11】</b></p> <p>監査制度を市民の参政権として位置付け、門前払いなどないような市民優先の監査制度にすべきである。また、監査委員も公正中立な委員を選出するようにしてほしい。</p>	<p>平成 29 (2017) 年 6 月 9 日に公布された地方自治法の一部改正による監査制度の見直しでは、監査委員は総務大臣の指針を踏まえて監査基準を策定し、当該監査基準に基づいて監査を実施することとされていることから、平成 32 (2020) 年 4 月 1 日の施行に向けて適切に対応します。</p>	D

### (3) 取組 2「再構築する」に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
22	<p><b>【2-(14)】</b></p> <p>現行の行財政改革プログラムに記載のあった「財政の硬直化が一層進んでいる状況」という文言が行財政改革第2期プログラム素案では削除され、「本市の市税収入は堅調に推移している」と認識が変わっており、平成28(2016)年度決算においても「財政が厳しい」という根拠はなく、むしろ川崎市は政令指定都市の中で最も豊かな財政力を誇っており、行革の根拠は失われてきているのが実態である。</p> <p>行財政改革第2期プログラム素案では、「高齢者外出支援乗車事業」、「重度障害者医療費助成制度」、「介護保険外の市単独事業」、「成人ぜん息患者医療費助成制度」などが見直しの対象となっているが、これらは市民にとってなくてはならない施策であり、削減せずに継続するべきである。</p>	<p>これからの本市の人口推移等をしっかりと見据え、多様化・増大化する市民ニーズや地域課題に的確に対応していく必要があることから、市民サービスについても、民間におけるサービスの提供状況や、事業の持続可能性、また、世代間における受益と負担の公平性などといった観点から、必要なサービスを、より質の高いものとして確実に届けるため、将来を見据えた再構築に取り組んでいきます。</p>	D
23	<p><b>【2-(14)-7】</b></p> <p>バスの高齢者フリーパスが減らされたり、廃止されたりすることがないことを望む。以前のように、完全無償に戻すべきである。</p>	<p>高齢者外出支援乗車事業については、平成16(2004)年7月に、敬老特別乗車証の提示により、一律無料でバスに乗車できる制度から、受益に対して一定の御負担をいただく制度へと見直しを行ったところですが、</p>	D
24	<p><b>【2-(14)-7】</b></p> <p>高齢者外出支援乗車事業制度の継続を強く求める。</p>	<p>高齢者の社会参加の促進や、健康と福祉の増進を図る上で大変重要な事業であると認識しています。</p> <p>今後、高齢者人口が急増する中においても、本事業を中長期にわたり、安定的かつ継続的に運営していくため、引き続き、社会経済環境の変化などを踏まえ、市民の皆様の御意見を伺いながら総合的に検討を進めます。</p>	D
25	<p><b>【2-(14)-12】</b></p> <p>成人ぜん息患者医療費助成制度のあり方の検討について、ぜん息患者が増えている原因や背景、対策について十分に議論し、それを考慮した上で改善すべきところを判断してほしいと思う。光化学オキシダントの増加との関連について調査してほしい。</p>	<p>成人ぜん息患者医療費助成制度のあり方については、国のアレルギー疾患対策等の動向を注視しながら、他の医療費助成制度や他のアレルギー疾患との整合性・公平性・適正性等を踏まえ、引き続き検討していきます。</p> <p>なお、一般的に気管支ぜん息発症の要因としては、大気汚染物質のほか、ダニやカビ、花粉等のいわゆるアレルギー物質や、受動喫煙を含む喫煙、遺伝的要因、ストレスに伴う過労等、さまざまなものが指摘されていますが、発症への因果関係を解明するためには生活環境等を同等の条件にして比較検討を行うことが必要であり、また、これらのさまざまな要因が気管支ぜん息発症に与える影響も人それぞれであることから、国や専門機関においても因果関係の解明には至っていない状況です。このような状況において、光化学オキシダント等の大気汚染物質との関連性を本市単独で調査することは困難であると考えています。</p>	D

**(参考)「川崎市総合計画第2期実施計画素案」に関する意見募集において提出された意見のうち「川崎市行財政改革第2期プログラム素案」に特に関係が深い意見**

※「川崎市総合計画第2期実施計画素案」に関する意見募集の実施結果から抜粋

No.	意見の要旨	本市の考え方
1	(2-2-4) 300人以上の臨時的任用職員で教職員の欠員を埋めている状況を計画的に解消してほしい。 (同趣旨 他1件)	<p>教職員の欠員の縮減については、これまでも教員採用担当を中心として積極的な採用活動を行っており、必要な人材の確保に努めているところです。</p> <p>教職員の採用にあたっては、児童生徒数を基準とする学級数の変動や定年退職以外の退職者の動向、採用選考試験や再任用の応募状況など、さまざまな不確定要素がありますが、長期的な視点に立って、これまで以上に児童生徒数の推移や退職動向などを正確に把握し、優秀な新規採用教職員と経験豊かな再任用教職員の確保に努め、欠員の縮減を図っていきます。</p>
2	(1-4-1) 地域包括ケアシステムの推進にあたり、「自助」「共助」の強化のために、①説明会及び意見交換会の場を増やすこと、②社会資源発掘及び開発の専門職である社会福祉士を生活支援コーディネーターとして配置すること。	<p>①地域包括ケアシステムの構築に向け、これまで町内会・自治会等延べ44,000人に出前説明会を開催したほか、町内会・自治会に加入している世帯を対象としたリーフレットの全戸回覧、ポータルサイトからの情報発信などにより、市域における「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」の考え方の共有に努めてきました。</p> <p>一方で、市民全体の理解度・認知度の向上が課題であると認識しているため、今後は特に50歳代以下の現役世代への広報に力を入れていきます。</p> <p>また、今年度は推進ビジョンを上位概念とする関連計画の策定を行っており、平成30(2018)年1月には各区で説明会を開催しました。</p> <p>②本市では、市内を地域の実情に応じて40の地区に分け、1地区2～3名の保健師を地区担当として配置しています。</p> <p>保健師は、住民の関心の高い「健康」などをきっかけとして地域での顔の見える関係をつくりながら、地域の方々と活動していることから、担当する地区のコーディネーターとして、社会福祉職は、区内全域を統括する役割として行政区を単位としたコーディネーターとして、それぞれ位置づけてきました。</p> <p>引き続き保健師・社会福祉士等の多職種の連携のもと、町内会・自治会などの地縁組織、地域包括支援センター等の機関などと協力し、さまざまな方が主体となって活動できるよう取組を進めていきます。</p>

### (3) 取組 2「再構築する」に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方
3	<p>(1-1-4、1-6-1)</p> <p>消防職員は国基準の必要数に対して150人も不足し、救急車は5万人に1台必要であるという国の配置基準に対して、人口約30万人分に該当する6台も不足したままである。こうした現状を改善し、防災施策をしっかりと進めるような取組を明記すべき。</p>	<p>国が定める消防力の整備指針と比較し不足する職員数については、職員が普通ポンプ車、水槽付ポンプ車、化学車等の複数の車両の中から災害の種別に応じて車両を選択して乗り換え、効率的な部隊運用を行うことにより必要な消防力の確保に努めており、大規模災害等発生時には職員の動員により、必要となる部隊の増強を図り対応しています。</p> <p>救急車の整備については、国が定める消防力の整備指針において救急車の必要台数が人口を根拠として算出されることから、指針に基づき必要とされる台数は33台となりますが、本市では27台を配置しています。また、平成30(2018)年度の王禅寺出張所への救急隊配置(救急車28台目)に向けた取組や、平成32(2020)年度の宿河原出張所への救急隊配置(29台目)に向けた検討を進めています。</p> <p>人口増加や高齢化などによる救急需要に対応していくため、引き続き、救急需要対策を推進するとともに、救急隊増隊後の現場到着時間の検証などを踏まえ、救急隊の適正配置や増隊について、検討していきます。</p>
4	<p>(2-1-2)</p> <p>保育園が高架下にてできるなどしており、子どもたちの成長が考えて作っていないように思える。また、保育園は、民営化するのではなく、市でつくって運営してほしい。</p>	<p>公立保育所の民営化により、限られた財源を効率的に活用するとともに、受入定員の増加や長時間延長保育の実施等による質の高いサービス提供を確保することで、本市全体の喫緊の課題である保育需要の増大化・多様化へ適切に対応しているところです。引き続き、保育の質の維持・向上を図りながら、民間による新設保育所の整備や公立保育所の民営化を進めていきます。</p>
5	<p>(総論：行財政改革)</p> <p>「生田緑地の指定期間が更新となる平成35(2023)年度に向けた、ばら苑を含めた生田緑地全体の管理運営手法の検討」とあるが、これは指定管理者制度を変更するという意味か。</p> <p>管理手法の変更や整備などに当たっては、まず第一義的に市民の意見を聞いてほしい。特に、生田緑地マネジメント会議や、ばら苑ボランティア会の意見を聞くことは欠かせないと思う。</p> <p>また、整備に当たっては、「生田緑地における改修・整備事業の調整方法の手引き」(26川建生第130号)に則り、基本計画案の段階から生田緑地マネジメント会議と調整し、情報共有・意見交換を行うこととなっていることから、くれぐれもこのルールに反しないよう調整等を行ってほしい。</p> <p>なお、今後の整備に当たっては、次の点を検討してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開苑日数の拡大</li> <li>・ボランティアの休憩場所の確保</li> <li>・カスケードの再現</li> <li>・レストランの併設</li> </ul>	<p>生田緑地における管理運営については、指定期間が更新となる平成35(2023)年度に向けて、指定管理者制度を含め、さまざまな民間活用手法の中から、生田緑地全体の魅力向上の視点も踏まえながら、より効率的・効果的な手法の検討を行います。</p> <p>また、管理運営手法の変更や整備等に当たっては、生田緑地マネジメント会議等において、適切に情報共有・意見交換を実施します。</p> <p>なお、今後の整備に当たっては、ばら苑周辺の整備状況を踏まえ、開苑日数の拡大や施設のバリアフリー化などの来苑者サービスの向上等に向けた検討を進めていきます。</p>



(3) 取組2「再構築する」に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方
6	<p>(総論：行財政改革)</p> <p>平成30(2018)年4月からの生田緑地、川崎市岡本太郎美術館、川崎市立日本民家園及び川崎市青少年科学館の指定管理予定者の選定においては、5人の指定管理者選定評価委員会の委員が揃わなかったため賛否が2対2となり、結果0.2点差で、現在の指定管理者とは異なる団体が選定されており、この結果に納得が出来ない。</p> <p>この選定結果を受け、今まで市民と協働で行ってきた事業などが継続できるのか心配している。</p> <p>指定管理者の選考方法なども今年の教訓を踏まえて再考してほしい。</p>	<p>生田緑地、川崎市岡本太郎美術館、川崎市立日本民家園及び川崎市青少年科学館の指定管理予定者の選定については、平成29(2017)年10月21日に開催した建設緑政局指定管理者選定評価委員会において公正かつ適正に審査を行った結果、十分な管理能力・実績を有し、各審査項目についても標準以上の成果が期待できることから、「生田緑地 日比谷花壇・日比谷アメニス・東急ファシリティサービス 共同事業体」が指定管理者として適当であると判断し、平成29(2017)年第4回市議会定例会における議決を経て指定したものです。</p> <p>市民との協働による取組については、平成30(2018)年4月以降も、現在活動しているボランティアの活動を継続するなど、これまでの活動も受け継ぎながら、新たな事業の展開にも取り組んでいきます。</p>
7	<p>(4-4-2)</p> <p>川崎市の歳入を増やすためには、川崎港の在来貨物の取扱を増やす必要があり、また、物流を取り巻く環境変化にも対応できる制度も検討する必要がある。そのため、在来バス及び荷捌地の管理運営を、川崎港コンテナターミナルと同様に指定管理者制度を活用して民間に委ねるべきである。</p> <p>そのため、政策4-4の「計画期間の主な取組」に新たな事務事業又は以下の事務事業を追加してほしい。</p> <p>事業名：在来バスでの物流促進事業 事業内容：指定管理者(港湾関係者)と連携した取組の推進、在来バスのより一層の効率化・円滑化 (同趣旨 他1件)</p>	<p>本市の歳入増加策の一つとして、川崎港の在来貨物の取扱量を増やすことは重要なことと考えており、これまでも、在来貨物の増加策の検討を進めてきたところです。</p> <p>このため、千鳥町再整備事業において、倉庫等の再編を行い、物流の効率化に向けた検討を進めるとともに、ポートセールス事業において、官民一体となった在来貨物の取扱量維持・拡充に向けた取組を行っているところです。</p> <p>今後も、荷主や船社などにヒアリングを行うなど、川崎港の環境変化等について把握・分析を行い、港湾施設の管理運営や、経営の視点に立った施策の展開、既存ストックの有効活用など、あらゆる角度から、貨物の増加に向けた物流戦略の調査・研究を進めていきたいと考えています。</p>
8	<p>(1-4-3)</p> <p>市民がいつでもつどえる場所として、こども文化センターと老人いこいの家と一緒に、老若男女がつながれるところをもっと多くしてほしい。</p>	<p>平成27(2015)年度から乳幼児、青少年、成人といった幅広い年代が利用する「こども文化センター」と60歳以上の方が利用する「老人いこいの家」において、運営面及び事業面における連携を図ることで、地域の中であらゆる世代が交流できるよう、「老人いこいの家」及び「こども文化センター」における連携モデル事業を実施しています。</p> <p>今後については、引き続き、多世代交流の更なる促進に向けた仕組みづくりを検討します。</p>
9	<p>(1-3-1)</p> <p>工業用水の受水企業の負担を減少させる施策として、企業債の残高をより縮小し、金利負担の軽減を推し進めてほしい。</p>	<p>企業債残高については、建設投資の優先順位などを考慮し、事業調整を図りながら、後年度負担への影響を配慮した適正管理に努めています。</p> <p>高金利対策の繰上償還については、過去に2回特例措置による補償金免除の繰上償還を行い、支払利息の低減対策を実施してきました。今後も公債費負担軽減対策等の制度拡充について、国への要望等を行い、経営の効率化に努めていきます。</p>

### (3) 取組 2「再構築する」に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方
10	(1-3-1) 工業用水道の効率的・効果的な執行体制の整備や資産の有効活用について、運営コストの低減を図るため、運転やシステムの外部委託、PFIの導入等も含めた検討をお願いします。	持続可能な経営基盤の確保に向け、平成 30 (2018) 年度から工業用水道専用施設である生田浄水場等の運転監視・保守点検業務を段階的に民間委託することとしています。 今後も、緊急時における即応体制の確保、技術・技能の継承、お客さまサービスの維持・向上などを前提として、簡素で効率的・効果的な執行体制の整備や資産の有効活用について継続して進めていきます。
11	(4-7-4) 市バス営業所の管理委託の拡大と人材育成は、矛盾しているように思う。	市バスでは、塩浜・上平間・井田・菅生・鷲ヶ峰の 5 つの営業所のうち、上平間及び井田の 2 か所を民間バス事業者への管理委託により運営しています。素案にある「管理委託の拡大」は、直営の営業所から管理委託営業所へ一部の路線を移管し、それにより発生する直営営業所の車庫スペースや運転手等の経営資源を活用して、市バスネットワークの拡充を図るためのものであり、人材育成に関しては、安全運行やサービス向上を目的として、直営の職員を対象に市バスの事業基盤を支える取組として進めるものです。 従って、それぞれに目的を有する管理委託の拡大と、人材育成の取組を進めることに矛盾が生じるものではないと考えています。
12	(1-4-4) 障害者施設運営費補助は削減ではなく、増やす方向で見直しをしてほしい。	障害者支援施設等への市独自加算は、運営法人の経営実態調査結果を踏まえ、その内容等を検討しています。今後についても、そのあり方について慎重に検討していきたいと考えています。
13	(1-4-4) 重度障害者医療費助成制度を存続させ、精神障害者 2 級の人と 1 級の入院まで対象を拡充してほしい。	重度障害者医療費助成制度については、昭和 48 (1973) 年度から、県による全額補助制度により開始されましたが、この間の補助制度の見直しにより、県の補助率が現在は「3 分の 1」となっているほか、県の制度としては一部負担金と所得制限制度が導入されており、さらに 65 歳以上の新規手帳取得者を対象外としているところです。 本市としては、対象者への影響を配慮し、一部負担金の導入等を見送っているところですが、助成額が毎年増加している課題があるため、制度を維持する観点から助成のあり方について検討する必要があります。 平成 25 (2013) 年 10 月の制度改正は、精神障害者の社会的入院を防ぎ、地域移行を推進することを目的に精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者の入院医療費を除く医療費を助成対象に加えたところです。なお、精神疾患による入院については、精神障害者入院医療援護金交付事業により給付を行っているところです。 また、身体障害者手帳 1 級・2 級、及び知的障害者療育手帳の重度と最重度の方々が、国民年金法などの「障害年金 1 級」や所得税法の「特別障害者」の区分に相当することから、精神障害者においても、同様の区分にあたる手帳 1 級の方を対象とした、県の考え方に準拠し、精神障害者保健福祉手帳 2 級所持者の方は助成対象とはしていません。 今後については、国・県の動向や他都市の状況を注視しながら、制度の安定性、継続性の確保に努めていきます。

### (3) 取組2「再構築する」に関すること

No.	意見の要旨	本市の考え方
14	<p>(1-5-1)</p> <p>成人ぜん息患者医療費助成制度は、公害被害が背景にあり、他のアレルギーとは性質が異なるため、本制度を維持拡充するとともに、原因者である自動車メーカーや道路会社などにも負担を求めてほしい。</p>	<p>「成人ぜん息患者医療費助成制度」は、本市におけるアレルギー対策の一環として、広く市内全域を対象に医療費の一部を助成することにより、健康の回復と福祉の増進を図ることを目的としています。本制度のあり方については、他の医療費助成とのバランスや公平性等を考慮するとともに、気管支ぜん息が国のアレルギー疾患対策の対象となる疾患に位置付けられていることから、その動向を注視しながら、引き続き検討していきます。</p> <p>また、気管支ぜん息は、その発症の要因として大気汚染も含めさまざまなものが指摘されていますが、本市では、アレルギー対策の一環として本制度を実施していることから、自動車メーカー等に負担を求めるのは困難であると考えています。</p>

(4) 取組3「育て、チャレンジする」に関すること

(4) 取組3「育て、チャレンジする」に関すること

(参考)「川崎市総合計画第2期実施計画素案」に関する意見募集において提出された意見のうち「川崎市行財政改革第2期プログラム素案」に特に関係が深い意見

※「川崎市総合計画第2期実施計画素案」に関する意見募集の実施結果から抜粋

No.	意見の要旨	本市の考え方
1	(総論：行財政改革) 社会福祉分野の現場を理解するため、職員にボランティア活動を義務化し、その内容及び時間数を係長昇任選考の条件に加えることを提案する。また、40歳までに係長に昇任できない職員には、介護現場等への出向制度を創設し、役所の外で民間人の苦労を経験させることを提案する。	本市では、川崎市人材育成基本方針や健康福祉局人材育成計画のもと、保健・医療・福祉分野の職員の専門性向上及びその活用に向けた各種専門研修の実施とともに、市内民間福祉施設における直接支援業務、相談支援業務等を経験するための派遣研修等を実施し、相談者である市民に対して、より適切かつ効果的な支援が行えるよう、ソーシャルワーク実践力等の強化に向けた人材育成の取組を推進しています。 職員の任用については、これら研修の効果等として、職員が職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる人事評価、その他の能力の実証に基づき、適切に実施していきます。
2	(2-2) 教員が忙し過ぎる。教員の数を増やしてほしい。	現在、学校に求められる役割の拡大や、新たな教育課題等に対応するため、教員が本来的な業務に専念できる体制の整備が必要になっています。今年度実施した教職員の勤務実態調査の結果を踏まえ、業務の負担感等の分析を行い、業務の効率化及び学校の運営体制の円滑化に向けた取組を進めます。
3	(総論：行財政改革) 市長と部長級職員との対話を一般公開し市民が納得する内容とすることを提案する。	市長と部長級職員との対話は、部長級職員のより一層の意識改革や役割発揮を促すことを目的として実施しているものであることから、一般公開は想定していません。 今後も、より効果的な取組となるよう実施内容の工夫等も行いながら、こうした管理職職員の意識改革や役割発揮を促す取組を実施することにより、市民目線に立ち、積極的にチャレンジする意識を持って職務に取り組む職員の育成を推進し、より質の高い市民サービスの提供につなげていきます。

## (5) その他

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	<p>各種の審議会等があるが、議論がしっかりとなされていないと聞いた。</p>	<p>それぞれの附属機関等の設置目的、審議内容等を踏まえ、委員については、その機能が十分に発揮されるよう、公募を含め、広く各界各層及び幅広い年齢層の中から適切な人材を選任するよう留意するとともに、設置当初の目的を達したものの等については、廃止を検討するなど、継続的な見直しに努めているところです。</p> <p>また、会議の開催状況や議論の内容についても、市ホームページへの掲載等により、広く市民の皆様にお示ししています。</p>	E
2	<p>市民車座集会での質問とそれに対する回答、車座集会の際に提出した意見書とそれに対する回答をインターネットで公開してもらいたい。</p>	<p>市民車座集会で御発言いただいた質問とそれに対する回答については、「川崎市総合計画 第2期実施計画 素案」に関するパブリックコメントの結果とあわせて本市ホームページで公表します。提出いただいた意見書については、パブリックコメント意見として取り扱い、結果については本市ホームページで公表します。</p>	E
3	<p>今回、市民車座集会を麻生区と中原区で実施しているが、質問をみるとその地区の内容がほとんどだ。各区で実施するべきかと思う。</p>	<p>市民車座集会は、「総合計画第2期実施計画」及び「行財政改革第2期プログラム」の策定に向けて、その素案の内容を市長が市民の皆様にご説明するとともに、意見交換を行うことを目的として開催したものです。</p> <p>これまで、市長自ら市民の意見を伺う区民車座集会を毎月実施するほか、日ごろからさまざまな機会に市民の皆様と接している職員が市民の声を把握するなど、現場の声を大切にしながら市政運営を進めてきました。</p> <p>素案に対する広報や市民意見の聴取は、さまざまな方法が考えられますが、多くの市民の方に計画を周知し、意見聴取につなげていくことが重要であると考えています。このため、市民車座集会の開催のほか、市政だより特別号を発行し、新聞折込による配布を行ったり、市以外のホームページへのバナー広告を掲載するなどさまざまな手法で広報を実施し、皆様にとしっかりと伝わるよう情報発信しつつ、十分に市民の皆様のご意見を伺いながら策定を進めてきました。</p> <p>広報や意見聴取の方法については、今後も改善を図ってまいります。</p>	E

(5) その他

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
4	市民車座集会有意義な会議だった。また開催してほしい。	市民車座集会有、「総合計画第2期実施計画」及び「行財政改革第2期プログラム」の策定に向けて、その素案の内容を市長が市民の皆様へ説明するとともに、意見交換を行うことを目的として開催したものです。	E
5	市民車座集会有では質問の時間が短く、もっと皆様の意見を聞きたかった。こういう機会をもっと作ってほしい。	<p>これまでも、市長自ら市民の意見を伺う区民車座集会有を毎月実施するほか、日ごろからさまざまな機会に市民の皆様と接している職員が市民の声を把握するなど、現場の声を大切にしながら市政運営を進めてきました。</p> <p>今後も、市政運営の参考として市民の皆様への御意見を伺いながら、施策への反映や取組の改善などにつなげるため、日頃からさまざまな機会を捉えた広聴を実施していきます。</p>	E
6	市民車座集会有に参加した。市と市民が率直に意見交換し、考え合う様な集いかと思ったが違った。以前行われたタウンミーティングと同じ様な集まりで、市内で2回しか行われずがっかりした。何も変わらない、変える気もない集まりなのだとしたら車座集会有という言葉は使わないでほしい。市民の思い、市民の意見に膝を交えて耳を傾けてほしい。そのような車座集会有を希望する。	<p>市民車座集会有は、「総合計画第2期実施計画」及び「行財政改革第2期プログラム」の策定に向けて、その素案の内容を市長が市民の皆様へ説明するとともに、意見交換を行うことを目的として開催したものです。</p> <p>これまでも、市長自ら市民の意見を伺う区民車座集会有を毎月実施するほか、日ごろからさまざまな機会に市民の皆様と接している職員が市民の声を把握するなど、現場の声を大切にしながら市政運営を進めてきました。</p> <p>素案に対する広報や市民意見の聴取は、さまざまな方法が考えられますが、多くの市民の方に計画を周知し、意見聴取につなげていくことが重要であると考えています。このため、市民車座集会有の開催のほか、市政だより特別号を発行し、新聞折込による配布を行ったり、市以外のホームページへのバナー広告を掲載するなどさまざまな手法で広報を実施し、皆様にとっかかりと伝わるよう情報発信しつつ、十分に市民の皆様への御意見を伺いながら策定を進めてきました。</p> <p>また、市民車座集会有の意見交換では、会場で市民の方に御意見や御質問など御発言いただいた後に、直接市長が回答し、さらに発言者の方には再質問等をする機会も設けました。こうした運営により、市民の方との意見交換の内容を深めることができたと考えています。さらに、いただいた御意見については、計画策定や今後の市営運営の参考としていきます。</p> <p>広報や意見聴取の方法については、今後も改善を図っていきます。</p>	E

**(参考)「川崎市総合計画第2期実施計画素案」に関する意見募集において提出された意見のうち「川崎市行財政改革第2期プログラム素案」に特に関係が深い意見**

※「川崎市総合計画第2期実施計画素案」に関する意見募集の実施結果から抜粋

No.	意見の要旨	本市の考え方
1	<p>(その他)</p> <p>総合計画の説明会が1日で2区のみと少なすぎる。全区で開催し、気軽に意見が言えるような工夫をお願いしたい。</p>	<p>市民車座集会は、「総合計画第2期実施計画」及び「行財政改革第2期プログラム」の策定に向けて、その素案の内容を市長が市民の皆様説明するとともに、意見交換を行うことを目的として開催したものです。</p> <p>これまでも、市長自ら市民の意見を伺う区民車座集會を毎月実施するほか、日ごろからさまざまな機会に市民の皆様と接している職員が市民の声を把握するなど、現場の声を大切にしながら市政運営を進めてきました。</p> <p>素案に対する広報や市民意見の聴取は、さまざまな方法が考えられますが、多くの市民の方に計画を周知し、意見聴取につなげていくことが重要であると考えています。このため、市民車座集會の開催のほか、市政だより特別号を発行し、新聞折込による配布を行ったり、市以外のホームページへのバナー広告を掲載するなどさまざまな手法で広報を実施し、皆様にとっかりと伝わるよう情報発信しつつ、十分に市民の皆様御意見を伺いながら策定を進めてきました。</p> <p>広報や意見聴取の方法については、今後も改善を図っていきます。</p>
2	<p>(その他)</p> <p>今はパブリックコメントも必要な報告も、みんなパソコンだ。量が膨大で、なかなか読みきれない。希望者には、活字の報告書を提供してはどうか。</p>	<p>各分野の取組を総合的・体系的に位置付ける総合計画の性質上、分量が多くなっていますが、できるだけ該当ページを開きやすくするため、「政策体系別計画 目次」に73の施策の掲載ページを記載したほか、総合計画第1期実施計画では、素案のホームページへの掲載は、掲載可能なPDFファイルの容量に応じて2分割して掲載していましたが、今回は、基本政策ごとに分割して掲載するなど、閲覧者が見やすくなるよう工夫をしました。</p> <p>また、電子ファイルについては、キーワード検索ができるように検討していきます。</p> <p>紙媒体(活字)のパブリックコメント用の資料については、市内35か所(情報プラザや各区役所情報コーナーのほか、各支所・出張所、教育文化会館、各市民館及び同分館、各図書館及び同分館)に配置し、閲覧に供したほか、市民車座集會において、総合計画第2期実施計画素案、行財政改革第2期プログラム素案の冊子を配布しました。さらに、出前説明会でも御希望があった場合には、冊子を配布しました。</p> <p>今後も、パブリックコメントにおける素案の周知方法については、改善等を図っていきます。</p>

**(参考) 市民車座集会 (平成 29 (2017) 年 12 月 16 日開催) における意見・質問**

※平成 29 (2017) 年 12 月 16 日に開催した市民車座集会の事前質問及び当日質問の内容のうち、「川崎市行財政改革第 2 期プログラム素案」に特に関係が深い意見をまとめたものです。ここでの「本市の考え方」は、当日の会場における発言をもとに、語句を補うなどしてお示ししています。

No.	意見の要旨	本市の考え方
1	<p>みまもり支援センターの具体的な成果をどのように考えているのか。</p> <p>その中で、保健師をはじめとする専門職がどのように役割を担っているのか。</p>	<p>みまもり支援センターの設置に伴い、保健師が地区担当制になり、多職種の連携が図れてきました。また、これまで見えていなかった個別支援の課題が見えてきたことも成果であると考えています。</p> <p>みまもり支援センターでは、地域力の向上と個別支援の強化の 2 つを柱としています。地域へのかかわりは、健康づくりを入口として進めているため、保健師を地区担当として配置しています。社会福祉職は行政区単位をコーディネートする職として配置しています。</p> <p>みまもり支援センターには、必要な専門職種を配置していかなければならないと考えていますので、今後、検証をしていく必要があります。</p> <p>今後もみまもり支援センターの認知度を高める取組を進めるとともに、町内会・自治会、地域の活動団体等と連携し、地域の課題を一緒に考え、解決していくよう、効率的・効果的な取組を一層推進していきます。</p>
2	<p>図書館職員の労働環境が良くないと図書館サービスの質の低下につながる。指定管理の導入に問題はないのか。</p> <p>市民サービスに応えられるような労働環境や人員体制の整備をしてほしい。</p>	<p>指定管理者制度は、経費の削減のためだけに導入するものではありません。施設の特性等に応じて、質の高い市民サービスの提供ができるかという視点で、さまざまな管理運営の手法の中から、最適なものを選択することが大切であると考えています。</p>
3	<p>行革の取組であるが、多摩区の市税事務所の元の場所は倉庫になっていると聞いた。市税事務所を設置したことにより発生している賃料は無駄なのではないか。</p>	<p>市税事務所は、それまで 7 区役所で行っていた市税の業務を集約することによって、限られた人的資源で、より適正・公平で、より信頼される税務事務を進めるために、再編整備したものです。税務事務の効率性を高め、充実した市民サービスを将来にわたって提供するために必要な体制であると考えています。</p>



(参考) 市民車座集会 (平成 29 (2017) 年 12 月 16 日開催) における意見・質問

No.	意見の要旨	本市の考え方
4	意見提出を求める計画の分量が多く、中身のチェックするのが難しい。また、説明会は2回だけで良いと考えているのか。市民参加のやり方を再検討してほしい。	<p>市政に対する市民の方からの意見聴取は、非常に重要な課題です。実施計画の策定においても、まずは、より多くの市民の方に知っていただく事が重要であると考えており、市政だより特別号による周知などさまざまな手法で周知に取り組んできたところです。</p> <p>また、策定にあたっては、市政運営に際して参考にしていく日常的な広聴における市民意見を活かしながら計画づくりを進めており、引き続きさまざまな御意見を踏まえた策定作業を進めていきます。</p> <p>市民参加のあり方については、行政として非常に重要な課題であり、今後も改善の工夫を継続していく必要があると考えています。</p>
5	区役所は若い人が少ない。外へ出て市民と対話をする機会が必要である。職員の配置に工夫が必要である。	<p>市民に職員が寄り添うことが重要であると考えています。現場主義は私だけではなく職員も同様であり、対話で課題解決につながるような職員の配置と育成をしっかりとやっていきたいと考えています。</p>
6	地域活動に参加している人が減少しているのはなぜか。日中働いている人が参加するための戦略はどのようなものか。	<p>参加する意思は持ちながらもその方法がわからない人が多く、そういう人たちがどのようにつないでいくかが大切です。気軽に参加できる機会を多くつくっていく必要があります。そのためには市民との協働によるしくみづくりが何より重要と考えています。</p> <p>また、日常的に広聴機能を高めていくことや、開かれた市政のために参加機会を担保していくことも大切です。車座集会に限らず日々の行政の中で着実に取り組むとともに、区における中間支援機能など新たなコミュニティ施策の検討を進めていきます。</p> <p>なお、行政から町内会への依頼事務が多く発生し負担をかけているので、依頼事項の見直しを検討しています。</p>
7	市に情報開示請求をしたら重要な部分を黒塗りして開示された。住民参加を拒否しているのではないか。	<p>恣意的に開示しているものではなく、市の情報公開条例に則り、適切に情報開示を行っています。</p>
8	市民活動センターの機能を市民の身近なところに設置すべきだ。	<p>市民活動団体をつなぐ中間支援組織を各区に設けていくことが必要であり、その際は、既存の建物を有効活用していくことが大事な視点だと考えています。</p>

**「川崎市行財政改革第2期プログラム素案」に関する  
意見募集の実施結果について**

**平成30(2018)年2月**

**【お問い合わせ先】**

川崎市総務企画局行政改革マネジメント推進室

電 話 : 044-200-2050

F A X : 044-200-0622

E-mail : [17manage@city.kawasaki.jp](mailto:17manage@city.kawasaki.jp)